

資料32

独立行政法人国際協力機構中期計画（抄）

独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の平成15年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のように定める。

中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行う。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

（へ）男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。